

要援護高齢者等日常生活用具給付事業のご案内

1 品目及び対象者等

品目	対象者	性能	基準額
電磁調理器 (耐用年数6年)	おおむね65歳以上の低所得(※)であって、心身機能の低下に伴い防火等の配慮が必要なひとり暮らし高齢者等	電磁による調理器であって高齢者が容易に使用し得るものであること	19,000円
火災警報器 (耐用年数10年)	おおむね65歳以上の低所得(※)のねたきり高齢者、ひとり暮らし高齢者等	屋内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発し、屋外にも警報ブザーで知らせ得るものであること	機器代金：7,000円× 設置必要台数 出張料：5,000円 取付料：500円× 設置必要台数
自動消火器 (耐用年数8年)		室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴出し初期火災を消火し得るものであること	28,700円
シルバーカー (耐用年数10年)	65歳以上の低所得(※)であって、下肢の不自由な高齢者	高齢者の身体状況を踏まえた十分な強度があり、ブレーキが付いた安定性のある四輪の手押し車	25,000円

※ 低所得 ①生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む）、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による被支援給付世帯（単給世帯を含む）

②市民税所得割非課税世帯（市民税非課税世帯を含む）

なお、同一住所で世帯分離している場合は、同一世帯として取り扱います。

次の場合は対象となりません。

- ・病院に入院中の場合
- ・老人福祉施設（例 養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人短期入所施設）、老人保健施設に入所中の場合
- ・申請前に用具を購入してある場合

2 費用の負担

用具の価格が基準額を超えた場合の差額は利用者負担となります。

3 申請方法

- (1) 利用者は、日常生活用具給付事業取扱事業者一覧（高齢）の中から事業者を選び、給付を受けたい用具の見積書を依頼します。
- (2) お住まいの区の高齢障害支援課へ申請書を提出します。（下記「4 申請に必要な書類」を添付してください。）
 - *代理の方が手続する場合は、ご本人の委任状が必要です。
 - *郵送での申請は受け付けていません。
- (3) 給付が決定した場合は、区高齢障害支援課から決定通知書・引換券を利用者へ郵送します。（対象要件に該当しない場合は、却下通知書を郵送します。）
- (4) 用具が納品された時は、利用者は納入業者に引換券を手渡すとともに、利用者負担額がある場合はその額を直接事業者にお支払いください。

4 申請に必要な書類

- (1) 申請書
- (2) 調査同意書（同一世帯員ありの場合）
 - ☆市で市民税課税状況を調査することに同意された場合でも、市民税の申告をしていない場合は、市で課税状況の調査ができませんので、お住まいの区の市税事務所で申告していただくか、市民税課税状況を確認できる書類を提出してください。
- (3) 用具の見積書（業者は別紙一覧表の中より選んでください）
- (4) 用具のカタログ（コピー可）
- (5) 消防局発行の設置指導書（申請用具が火災警報器の場合）
 - ※設置指導書についてのお問い合わせ先
千葉市消防局 住宅用火災警報器相談室 TEL 043-202-1688
- (6) 市で市民税課税状況を確認できない場合（市外より転入された方や市民税の申告をしていない場合など）は、当該年度の市民税課税状況を確認できる書類（4～6月に申請する場合は、前年度の課税状況となります。）

申請窓口

各保健福祉センター 高齢障害支援課

中央保健福祉センター	TEL 043-221-2150
花見川保健福祉センター	TEL 043-275-6425
稲毛保健福祉センター	TEL 043-284-6141
若葉保健福祉センター	TEL 043-233-8558
緑保健福祉センター	TEL 043-292-8138
美浜保健福祉センター	TEL 043-270-3505